

風水害時の避難勧告等の判断・伝達マニュアル

三 笠 市

目 次

1. はじめに	1
2. 避難勧告等の発令と避難行動	2
3. 水害	3
(1) 避難勧告等の発令基準	3
(2) 避難すべき区域	4
(3) 避難勧告等の伝達内容	4
4. 土砂災害	6
(1) 避難勧告等の発令基準	6
(2) 避難すべき区域	6
(3) 避難勧告等の伝達内容	7
5. 情報の伝達方法	8
6. 要援護者に対する情報伝達	9

1. はじめに

三笠市では、昭和56年の台風による水害が発生して以来、大きな水害は発生していないが、近年、国内では集中豪雨などで多くの災害が発生し、平成27年9月に関東・東北豪雨災害による鬼怒川の氾濫そして平成28年8月の台風10号による小本川（岩手県）及び空知川の氾濫では、甚大な被害がありました。避難発令が伝達されていなかった、また高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったなど課題が挙げられた。そのため高齢者等が避難する段階であることを明確にする「高齢者等・避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」と名称が変わり、市町村長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民はこれらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなります。市町村が発令する避難勧告等がどのような考え方にに基づき発令されているかについて住民に周知し、災害が発生するおそれがある場合、住民が適時的確な判断ができるよう日頃から周知徹底を図るようにしていく事が重要です。さらに、近年の特徴として、高齢者等の要援護者の被災が多いことが問題となっているとともに、避難途中で被災している人が多いのが指摘されている。そこで、三笠市では、関係機関と連携し、適切な避難勧告等の発令により住民の迅速・円滑な避難を実現するためにマニュアルを見直しました。

2. 避難勧告等の発令と避難行動

(1) 避難勧告等の発令

避難勧告等の発令は、以下のとおりとする。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者など避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者など避難行動に時間を要する方は、避難行動を開始する。高齢者、障害のある方、幼い子供連れ家族は早めの避難 (地域支援者は支援行動を開始) 気象情報や今後の避難情報に注意を払い、いつでも避難できる準備をする。(家族等との連絡、非常持出し品の用意など)
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動(立ち退き避難)を開始する。
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに避難行動(立ち退き避難)に移る。 ※ただし、そのいとま(時間)がない場合、あるいは屋外への避難によりかえって危険が及ぶ場合は、屋内に留まり安全を確保する。

3. 水害

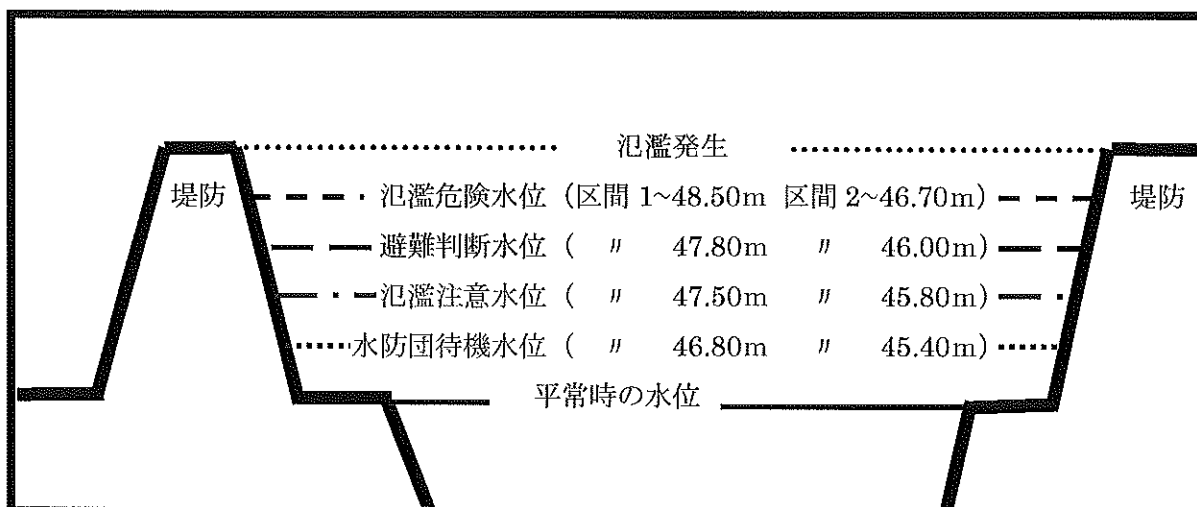
水害とは、水による災害、すなわち洪水や高潮など、水によりもたらされる個人的・社会的被害の総称をいい、外水氾濫や内水氾濫による災害も水害とよんでいる。

(1) 避難勧告等の発令基準

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令については、河川（国、道の指定河川）ごとに以下の基準を基に、気象情報や河川巡視等からの報告を含め総合的に判断する。

河川名 発令基準	幾 春 別 川（藤 松 観 測 所）
避難準備・ 高齢者等避難開始	① 避難判断水位（区間 1～47.80m、区間 2～46.00m）に到達すると予想され、なお、水位の上昇が見込まれる場合 ② ダム情報等により、著しい水位の上昇の可能性が高まったとき。
避難 勧 告	① 避難判断水位（区間 1～47.80m、区間 2～46.00m）に到達し、氾濫危険水位（区間 1～48.50m、区間 2～46.70m）に到達すると予想される場合 ② ダム情報等により、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。
避難 指 示 （緊急）	① 氾濫危険水位（区間 1～48.50m、区間 2～46.70m）に到達した場合 ② 堤防が決壊するおそれがある場合や堤防の決壊につながるような漏水、亀裂等が発見された場合 ③ 水門等が閉まらない等の状況の場合 ④ 堤防が決壊した場合 ⑤ ダムによる計画を超える放流の開始通知があったとき。

【水位に関する情報】



水防団待機水位（通報水位）・・・水防団等を待機させるための指標となる水位
氾濫注意水位（警戒水位）・・・出水時に災害が起こるおそれがある水位
避難判断水位・・・・・・・・・・・・市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安となる水位
氾濫危険水位（特別警戒水位）・市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位

○外水氾濫（河川の氾濫等）

堤防の有さない河川等で、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。堤防を有する河川で破堤した場合、氾濫水は家屋をも破壊する程のエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近傍の住民は破堤前の避難完了が必要となる。また、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水域や浸水深も一気に増加する。そのため、低地で氾濫水が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要となる

○内水氾濫（水はけの悪化、水路等の氾濫等）

降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する。

小河川からの浸水は小河川が流れ込む先の河川水位が高くなると徐々に始まるが、さらなる本川の水位上昇により水門の閉鎖の措置がとられた場合、水位は一気に上昇するので、水門の閉鎖等の前の避難が必要となる。

○桂沢ダム及び農業用ダム施設

幾春別川上流には、利水機能を持たせた桂沢ダムがあり、放流等について桂沢ダム管理支所と連携を密にして調整する事が必要である。

また、市内には農業用ダム施設が10箇所あり、災害を未然に防止するため、降雨時における水位監視が重要である。

(2) 避難すべき区域

避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は、三笠市洪水ハザードマップでの浸水が予想される区域及び氾濫範囲を踏まえた区域とする。

(3) 避難勧告等の伝達内容（例文）

【避難準備・高齢者等避難開始】

<避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例>

こちらは、三笠市（災害対策本部）です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。お年寄りの方等の避難に時間がかかる人は、直ちに〇〇へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。（そのほか、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等）

【避難勧告】

＜避難勧告の伝達文の例＞

こちらは、三笠市（災害対策本部）です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を発令しました。直ちに〇〇へ避難してください。なお、浸水により〇〇付近は通行できません。（そのほか、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等）

【避難指示（緊急）】

＜避難指示（緊急）の伝達文の例＞

こちらは、三笠市（災害対策本部）です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示（緊急）を発令しました。（堤防が決壊／〇〇川が危険水位を突破して）大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇への避難を完了してください。時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により、〇〇付近は通行できません。

情報の入手先

- ・札幌管区気象台【<http://www.jma-net.go.jp/sapporo/>】
- ・北海道防災情報
【[http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/\(rdkfer45ofvjge55b4adiw55\)/index.aspx](http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/(rdkfer45ofvjge55b4adiw55)/index.aspx)】
- ・北海道士砂災害警戒情報システム
【<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>】
- ・北海道開発局札幌開発建設部岩見沢河川事務所【Tel 0126-23-9555】
- ・北海道開発局札幌開発建設部桂沢ダム管理支所【Tel 6-8272】
- ・北海道空知総合振興局札幌建設管理部【Tel 0126-26-3011】

4. 土砂災害

土砂災害とは、集中豪雨や長雨などが原因として急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりが発生することをいう。土砂災害の種類については下表のとおりである。

土石流	・山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する現象
がけ崩れ	・大雨が降り続いて地中に水がしみこむと土の抵抗力が弱くなり、更に雨が降り続くことにより急激に斜面が崩れ落ちてしまう現象
地すべり	・比較的なだらかな斜面で起きやすく、大雨の降った後などに斜面の一部あるいは全体が、滑りやすい地層などを滑り面にしてゆっくりと滑り落ちる現象

(1) 避難勧告等の発令基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

種別	対象情報（土砂災害危険箇所）
避難準備・高齢者等避難開始	① 大雨警報発令中において、土砂災害警戒情報（札幌管区气象台）が発表されたとき（2時間後に CL「危険基準線」を超えると予測された場合）※1 ② 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・量の変化）の発見
避難勧告	① 上記情報発表後の1時間後においても、雨量等が予測どおりに推移している時 ② 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・クラック）の発見
避難指示（緊急）	① 近隣で土砂災害が発生 ② 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見

※1 CLは、Critical Line の略で、過去の主な土砂災害発生事例について、当時の30分雨量と土壌雨量指数を算出して「実際に土砂災害が起きた状況」をスネーク曲線で再現し、その分布状況から「この線を越えると土砂災害発生の危険性が高い」と考えられる基準線である。

・北海道土砂災害警戒情報システム HP アドレス

【<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>】

(2) 避難すべき区域

土砂災害警戒情報の発表された地域（北海道土砂災害警戒情報システムの5kmメッシュ範囲）に含まれる地域に対して発令します。

(3) 避難勧告等の伝達内容（例文）

【避難準備・高齢者等避難開始】

＜避難準備情報の伝達文の例＞

こちらは、三笠市（災害対策本部）です。大雨により、土砂災害が発生する可能性があります。〇時〇分に〇〇地区に対して避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。お年寄り等の避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。（そのほか、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等）

【避難勧告】

＜避難勧告の伝達文の例＞

こちらは、三笠市（災害対策本部）です。三笠市に土砂災害警戒情報が発表されました。また、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を発令しました。大雨により、土砂災害が発生する危険があります。直ちに〇〇へ避難してください。

【避難指示（緊急）】

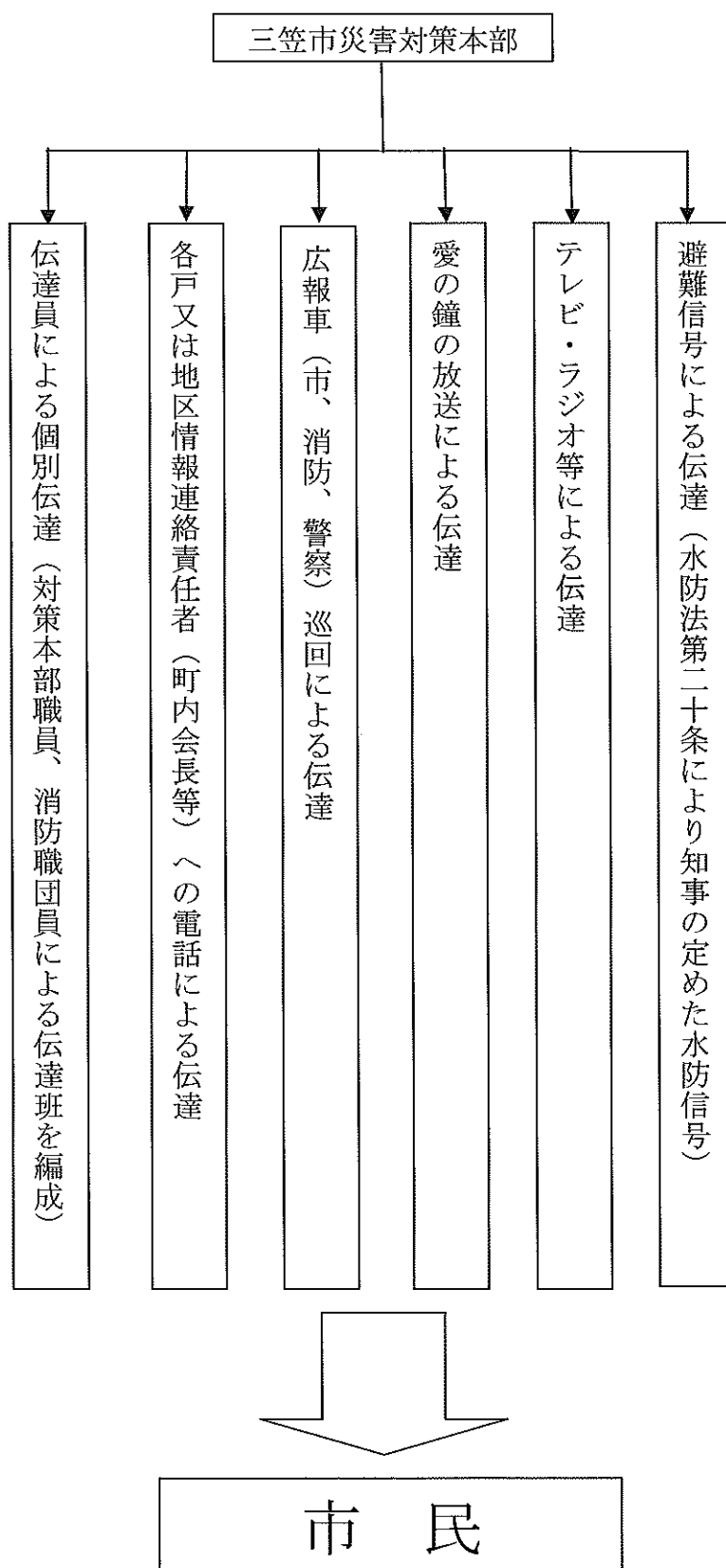
＜避難指示（緊急）の伝達文の例＞

こちらは、三笠市（災害対策本部）です。〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示（緊急）を発令しました。大雨により、土砂災害が発生する大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇への避難を完了してください。時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。

5. 情報の伝達方法

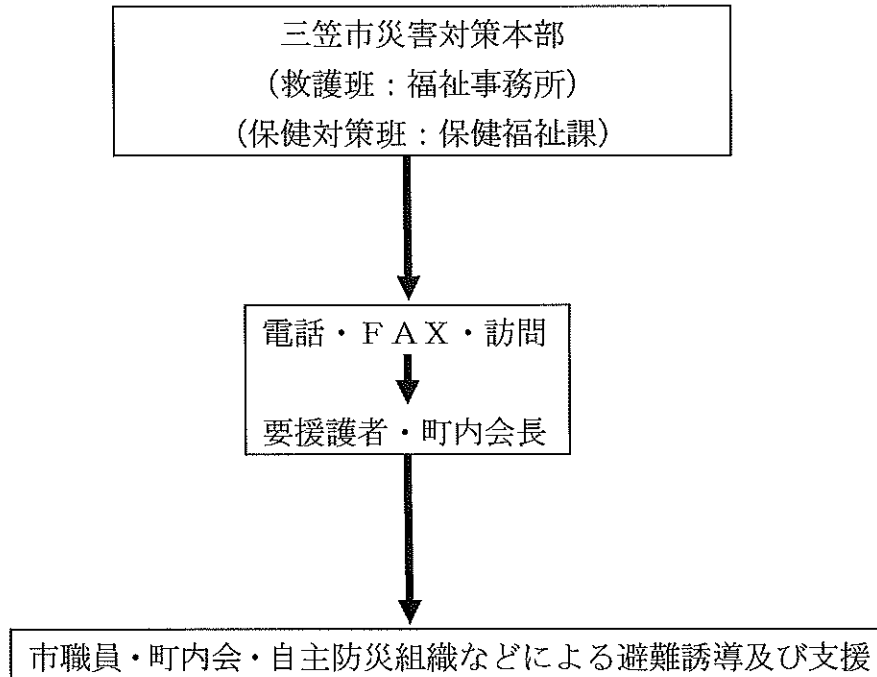
次の伝達手段により、伝達し漏れがないか確認する。

(三笠市地域防災計画第6章災害応急対策計画第4節避難救出計画に基づく)



6. 要援護者に対する情報伝達

- (1) 災害時要援護者に対する情報伝達については、三笠市災害時要援護者避難支援プランの災害時要援護者リスト（個別計画）を活用して情報伝達を的確に行う。



(2) 要援護者施設への情報伝達

要援護者施設への情報伝達については、三笠市水防計画第5章水防活動第8節避難及び立退きで定められた水防法第15条に関する方法により情報伝達を行う。

